

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 378

2018年 5 月号 MAY



## 今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まりますので気をつけましょう

## ✍ 平成30年度の主な税制改正 Part

- ・青色申告特別控除
- ・国民健康保険税
- ・土地の相続登記の登録免許税
- ・賃上げによる税額控除

✍ はしやすめ ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界遺産へ

✍ 税務まめ辞典 ・仮想通貨の確定申告



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 平成30年度の主な税制改正 *Part II*

4月号に引き続き主な税制改正をお知らせします。

## 青色申告特別控除

基礎控除が10万円引き上げられるに伴い平成32年分以降は青色申告特別控除が65万円から55万円に引き下げられます。

ただし、税務手続きの電子化推進の観点から下記のように改正されます。

	改正前の控除額	改正後の控除額
正規の簿記の原則に従い申告書に貸借対照表と損益計算書を添付し期限内に申告	65万円	65万円
		e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存 55万円(上記以外)
簡易な方法で記帳 損益計算書のみを添付 期限後申告	10万円	10万円

※当事務所では100%電子申告を行っておりますので関与先の皆様につきましては引き下げの影響はなく、同額の控除が適用されます。

## 国民健康保険税が上がります(平成30年度より国民健康保険税の課税限度額が変更)

基礎課税額の課税限度額が54万円から58万円になります。後期高齢者支援金分の課税限度額19万円と合わせて上限額が77万円となります。

また、40歳以上65歳未満の方が対象の介護保険分の課税限度額は16万円です。

なお、限度額変更に伴い長崎市では平成30年度より国民健康保険税の減額制度が下記の通り一部変更になり拡大されました。

世帯主、被保険者及び国保から後期高齢者医療制度に移行した方(特定同一世帯所属者)の前年中の所得の合計額が、

- 33万円以下の場合…7割軽減(変更なし)
- 33万円+(27万5千円×[被保険者数+特定同一世帯所属者])以下の場合…5割軽減
- 33万円+(50万円×[被保険者数+特定同一世帯所属者])以下の場合…2割軽減

※5割軽減：27万円から27万5千円に変更 ※2割軽減：49万円から50万円に変更

## 土地の相続登記の登録免許税が免税になります

例えば祖父が所有していた土地を父親が相続したが、未登記のまま父親が亡くなった場合、祖父の名義のままとなっています。孫の名義にするには一度父親の名義にする必要がありますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に登記をする場合に限り登録免許税が免税となります。(家屋の登記については免税となりません)

ただし免税となるのは亡くなった方を名義人とする場合のみです。通常の相続登記については固定資産税評価額×0.4%の登録免許税がかかります。

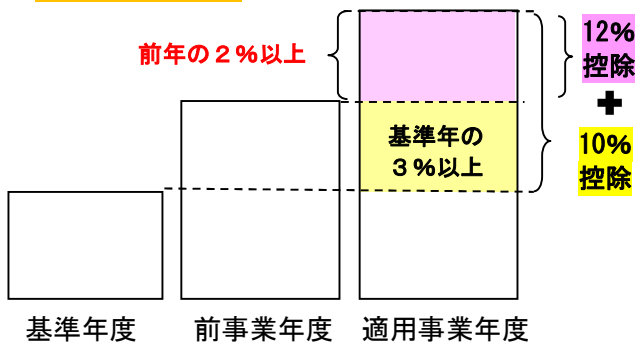
## 賃上げによる税額控除（所得拡大促進税制）の見直し

これまで基準年度と比較して役員やその親族などを除く雇用者給与等支給額を一定割合増加させた場合、その支給増加額に応じて税額控除が適用されていましたが、平成30年4月1日以降に開始する事業年度よりその内容が大幅に変更されています。

### 改正前

青色申告者である中小企業者等が以下の3つの要件をすべて満たした場合、給与等支給増加額の10%（前事業年度の2%以上の部分は12%）を法人税または所得税の20%を上限に控除

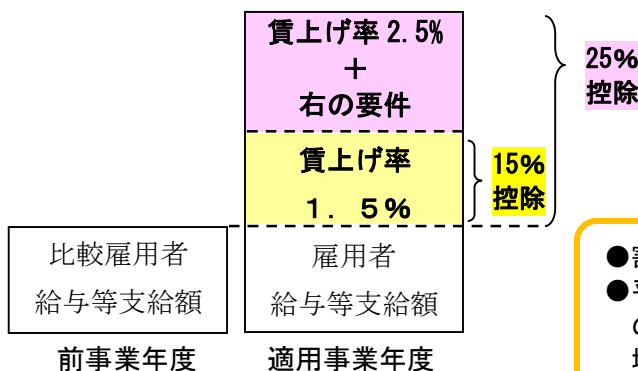
#### 税額控除の要件



- ① 役員や役員の親族等を除く者に支給した適用事業年度の給与が基準事業年度(3月決算なら平成24年4月から25年3月までの給与や賞与)と比べて3%以上増加していること(割合基準)
- ② 適用事業年度に支給した給与の総額が前事業年度に支給した給与の総額以上であること(総額基準)
- ③ 適用事業年度の継続雇用者(前期から在籍している従業員)1人当たりの平均給与が前事業年度の継続雇用者1人当たりの平均給与を超えること(平均支給額基準)

### 改正後

基準年度を撤廃し、青色申告者である中小企業者等が前事業年度と比較して継続雇用者の給与の総額が1.5%以上増加した場合、給与等支給増加額の15%を税額控除。さらに継続雇用者の給与の総額が2.5%以上増加し一定の要件を満たす場合は給与等支給増加額の25%を税額控除。(いずれも法人税または所得税の20%が上限)



以下のいずれかの要件を満たすこと

- ① 教育訓練費が前年度比で10%以上増加
- ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、かつ経営力向上がなされている

#### 改正点

- 割合基準を廃止。
- 平均支給額基準が前年度を1円でも超えればよかったものが、継続雇用者の給与の総額が前年度比1.5%以上増加に変更
- 税額控除が基準年度からの給与総額の増加額の10%（一部22%）から、前年度からの給与総額の増加額の15%（または25%）に変更

### 継続雇用者の範囲の見直し

平均支給額計算の対象者となる継続雇用者の範囲が、前事業年度及び適用事業年度のすべての月に在籍し給与等の支給を受けている雇用者に見直されています。これにより24ヶ月在籍していない雇用者は除いて計算されます。

### 設立初年度は税額控除が受けられない

これまで設立初年度で前事業年度がない場合でも税額控除が適用されていましたが、改正後は適用要件を満たせず対象外となります。



## 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界遺産へ

### はしやすめ

先日、イコモス(国際記念物遺跡会議)が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は世界遺産への登録がふさわしいとユネスコ(国際連合教育科学文化機関)に勧告。これを受け、6月24日からバーレーンで開かれるユネスコ世界遺産委員会の最終審査でイコモスの勧告を踏まえて正式決定されます。

世界遺産へ登録される12資産の一つである大浦天主堂は日本に現存するキリスト教建築物としては最も古く、正式名は日本二十六聖殉教者堂と言います。豊臣秀吉による禁教令により処刑された日本二十六聖人に捧げるため、フランス人プチジャン神父によって1865年に建てられました。

当時は幕末で、日本とフランスの間で修好通商条約が結ばれ、長崎にはフランス人が居住するようになりました。その居留外国人のための教会という名目で「フランス寺」と呼ばれていましたが、250年もの永きにわたっても信仰を続ける日本人信徒の存在を希望してか教会の正面に漢字で「天主堂」と掲げられました。

西洋風の建物は珍しく、多くの見物人が訪れましたが、その中に紛れて浦上の潜伏キリシタン十数人が堂内で祈りを捧げていたプチジャン神父に近づき、キリスト教を信仰していると告白します。

この出来事は「信徒発見」と呼ばれ、厳しい禁教令が250年間も続いたにもかかわらず、信仰が受け継がれているということがこのとき初めて明らかになったのです。その後、うわさを聞きつけたキリシタン達が五島・外海・神の島、遠くは福岡県からも名乗りをあげにやってきたと言われています。この時の聖母子像は「信徒発見のマリア像」と呼ばれ現在も大浦天主堂に安置されています。

他には、キリシタン大名の有馬晴信が築城した原城跡は、島原藩の重い年貢とキリシタン迫害をきっかけに天草四郎率いる約3万7千人の一揆が起こした「島原の乱」の主戦場となった場所です。4ヶ月に及ぶ攻防の末、原城に籠城したほぼ全員が殺害され、後の発掘調査では鉄砲の弾を溶かして作ったとされる十字架などが出土されています。

さらに、平戸島の聖地と集落の春日集落と安満岳及び中江の島(平戸市)、天草の崎津集落(天草市)、外海の出津集落及び大野集落(長崎市)、黒島の集落(佐世保市)、野崎島の集落跡(北松浦郡小値賀町)、頭ヶ島の集落(南松浦郡新上五島町)、久賀島の集落(五島市)、奈留島の江上集落の江上天主堂とその周辺(五島市)が世界遺産へ登録予定となっています。

観光県である長崎県民としては嬉しい限りであると同時に、禁教時代に命がけで守られ受け継がれた信仰の物語に改めて深い感銘を受けました。

## 税務まめ辞典

### 仮想通貨の確定申告

価値が大幅に増えたビットコインやコインチエック(株)が保持しているNEM(ネム)が約五八〇億円流出する事件など今年に入り何かと話題になった仮想通貨ですが、実際にはどのようなタイミングで損益が確定して申告するのか分かりづらいところです。

そもそも仮想通貨とは電子マネーなどのデジタル通貨の一種で、紙幣や硬貨などと同じように物品の購入や貸し借りができるうえ、国境を越えた所有権の移転が瞬時に可能な財産的価値があるものと定義されています。

国税庁の発表によると仮想通貨で得た収益は原則として「雑所得」に当たると示されています。(例外として個人事業者が仮想通貨を所有して決済手段として利用する場合は「事業所得」に含まれる)

損益発生(売却)の時期は、仮想通貨を売却、他の仮想通貨と交換、仮想通貨による物品を購入した時点で

所持しているだけで売却等をしなければ、その間にどれだけ値上がりしようとも確定申告の必要はありません。ちなみに雑所得は総合課税となりますので他に高い所得があると税額も高くなります。

また、法人が投機目的で所有する場合でも同様に所有しているだけでは税務上課税されませんが、帳簿上は決算期末時点での評価損益を計上する必要があります。